

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー ジ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	2
○県統計調査の実施 (統 計 課)	2
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	3
○障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (“)	3
○障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行規則の規定に基づく精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 (“)	4
○障害者自立支援法施行規則の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (“)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (“)	4
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	5
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体指定の届出	5
○資金管理団体指定の取消しの届出	5

監査公表

○高知県職員措置請求についての監査の執行結果

6

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の(5)の表中8の(31)の項を削り、8の(30)の項を8の(31)の項とし、8の(29)の項を8の(30)の項とし、8の(28)の項を8の(29)の項とし、8の(27)の項を8の(28)の項とし、8の(26)の項の次に次のように加える。

(27) 新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するための報告及び協力の求め等（法第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項）									○		〃
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第446号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都港区六本木六丁目10番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成21年6月1日から平成22年3月31日まで

高知県告示第447号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
緊急雇用創出施設園芸省エネルギー対策等実態調査
- 2 調査の目的
県内の主要な園芸作物を栽培する農家を対象として、生産コスト、エネルギー使用量及び省エネ対策状況の実態を調査し、県内園芸農業における燃油、肥料等の生産資材の高騰対策及び農業生産分野におけるCO₂削減対策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
園芸農業を営む農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 作物生産全般に関する事項
 - (ア) 農業者の属性
 - (イ) 栽培地域

- (ウ) 主要栽培品目(品種)及び面積
- (エ) 作型
- (オ) 過去5年間の主要栽培品目
- (カ) 前年度作の状況(栽培期間、収穫期間、出荷日数、生産量、販売量、自家消費量、売上金額及び単価)
- (キ) 栽植密度
- (ク) 主な栽培技術
- (ケ) 主な資材の耐用年数
- (コ) 農家からは場まで及びほ場から出荷場までの距離

イ 各作業における使用機械、消費燃料、投入資材等に関する事項

- (ア) 作業工程
- (イ) 作業期間
- (ウ) 作業機械及び消費エネルギー
- (エ) 投入資材(肥料、農薬等)
- (オ) 農薬撒布、かん水等で消費する水の量
- (カ) 廃棄物(種類及び重さ)
- (キ) 廃棄物の埋戻し(種類及び重さ)
- (ク) 範囲内での廃棄物の焼却(種類及び重さ)
- (ケ) 範囲外への廃棄物の持出し分の処理

ウ 省エネルギー技術の導入状況等に関する事項

- (ア) 導入している省エネルギー技術(種類、導入時期、対象品目及び対象面積)
- (イ) 導入している省エネルギー技術の方式、商品名、年間燃料使用量等

(2) その基準となる期間
平成21年7月10日から同年8月20日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
280戸
- (2) 選定方法
篤農家名簿から有意抽出する。

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
調査員調査

7 報告を求める期間

平成21年7月10日から同年8月20日まで

高知県告示第448号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
つつい脳神経外科	安芸市本町二丁目2-1	脳神経外科	精神通院医療	平成21年1月1日
高知センター薬局	高知市比島町三丁目1-16	/	〃	〃
エール薬局 れいほく店	長岡郡本山町本山580-1	/	〃	〃
IMC うぐす薬局2号店	高知市鶴来集11-38-8-101	/	〃	平成21年2月1日
あおぞら診療所高知潮江	高知市北竹島町5-10	内科	〃	平成21年3月1日
はりまやばし診療所	高知市はりまや町一丁目7-7 川村ビル2F	精神科	〃	平成21年4月1日
病院通薬局みさと店	高知市仁井田1617-18	/	〃	〃
エール薬局はりまや店	高知市はりまや町一丁目7-7	/	〃	〃
四国調剤薬	高知市棧橋通二丁目	/	〃	〃

局さんばし店	7-7	/		
グリーン薬局	土佐市高岡町甲757番地3	/	〃	〃
とおわ薬局	高岡郡四万十町昭和472番地3	/	〃	〃
テラオ薬局	高知市南はりまや町二丁目5-19	/	〃	平成21年5月1日
元氣堂調剤薬局あき店	安芸市本町二丁目2-3	/	〃	〃
ワタキュー薬局須崎店	須崎市横町8-1	/	〃	〃
ブルークロスえだがわ薬局	吾川郡いの町205番地	/	〃	〃

高知県告示第449号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	変更年月日
			/		

変更前	片岡小児科	高知市西秦泉寺 381-6 ハイ かおる2F	/	精神 通院 医療	平成 21年 4月 1日
変更後		高知市西秦泉寺 381-6 ハイ かおる1F			
変更前	むこせ薬局	香美市土佐山田町 宝町一丁目1-25	/	"	平成 21年 6月 1日
変更後		香美市土佐山田町 西本町二丁目3-6			

高知県告示第450号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第64条の規定に基づき、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から指定の辞退について申出があった。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定の辞退年月日
沖薬局	四万十市中村一条通二丁目15	/	精神通院医療	平成20年12月31日

高知県告示第451号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日
レイホク薬局	長岡郡本山町本山580番地1	/	精神通院医療	平成20年12月31日
オカモト聖鳳堂薬局	南国市緑ヶ丘二丁目1701 サンプラザ新鮮館緑ヶ丘店内	/	"	平成21年3月25日
中屋医院	高知市はりまや町一丁目7-7 川村ビル2F	精神科	"	平成21年3月31日

高知県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
らいおん堂薬局 安芸郡東洋町甲浦541 平21・5・1
甲浦店

高知県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
中澤歯科医院 四万十市中村大橋通二丁目32 平21・3・12
高知県告示第454号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字カツラケ谷7649の2、字クロカキ7651のイ、7651のロ
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国インター
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市里改田字北川 153番1から	前 A	3.8 } 10.1	1,730
	B	12.0 }	

南国市浜改田字ムセガ元1269番1まで		60.0	
	後	12.0 7 60.0	2,083

高知県告示第456号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成21年6月23日

高知県知事 尾崎 正直

南国市上末松字西細川329番7から306番地先に至る延長136メートルの道

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上正臣後援会	岡田 正男	井上 小代	吾川郡いの町3433-1	平21・5・1
弘田よし子後援会	別役 博明	尾崎 有一	吾川郡いの町勝賀瀬1001	平21・5・1
元木益樹大樹会	元木 益樹	元木 緋紗子	高知市九反田3-9	平21・5・19
森雅宣後援会	森 雅宣	小松 喜久子	香南市野市町東野296-1	平21・5・28

高知県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知市大津支部	異動なし	上田 隆	高知市大津乙378-7	平21・5・7
異動後			今村 隆一	高知市大津甲1187	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	みんなの力の会	異動なし	異動なし	四万十市駅前町4-14	平21・5・19
異動後				四万十市中村愛宕町17	

高知県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成21年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
成友会	高知市北本町四丁目2-58	浜川 総一郎	解散	平21・5・1

	908			
中平和雄君を支援する青い空の会	幡多郡大月町弘見1397	高橋 道明	解散	平21・5・15
元木益樹大樹会	高知市九反田3-9	元木 益樹	解散	平21・5・19

高知県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
元木 益樹	高知県議会議員	元木益樹大樹会	高知市九反田3-9	元木 益樹	平21・5・19

高知県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成21年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
浜川 総一郎	高知市議会議員	成友会	高知市北本町四丁目2-58-908	浜川 総一郎	平21・5・1
元木 益	高知県	元木益	高知市	元木 益	平21・5・

樹	議会議員	樹大樹会	九反田 樹	3-9	19
---	------	------	-------	-----	----

監 査 公 表

監査公表第12号

平成21年6月23日

高知県監査委員 山本 広明
 同 西森 雅和
 同 坂本 千代
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成21年4月13日 高知市 山下由佳から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年6月8日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

（原文登載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

高知市 山下 由佳

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書（以下「監査請求書」という。）による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

（1）措置内容

平成20年11月4日の高知県損害賠償等審査会（以下「審査会」という。）において、909万8,611円の損害賠償が必要と決定し、高知県（以下「県」という。）に損害が発生した。

県は、関係職員に求償権を発動し、損害を賠償させる必要がある。関係職員は、業務上過失致死容疑で書類送検され、懲戒処分を受け、いずれも過失を認めている。

（2）請求の理由（原文登載）

ア この損害賠償事案は、平成19年5月29日、香南警察署で被保護者が自傷行為を始めたため、職員が制止したところ、更に舌をかむ等の行為を始めたことから口にタオルを押し込み制止した。その後、意識不明の状態に陥り、242日間の入院の後死亡した。ここには、自傷行為を始めさせるような不適切な精神的圧力行為があったものと考えられる。今後、このような警察作用をなくしていくため、警察官の綱紀粛正のためにも損害賠償責任の所在を明確にする必要があるものと考え、この住民監査請求書を提出する。

イ なお、状況証拠から、民家のガラス戸を割って家宅侵入し、住人の通報で駆け付けた署員が執る行動は、自然な流れとして当然、警察法第2条の警察の責務である被疑者の逮捕であると考えられるが、書類上は、すべて保護処分という取扱いになっている。この点に虚偽公文書作成罪及び同行使罪の疑義があるので、香南市市会議員のA氏を通じて調査中である。上記、県警による犯罪事実が判明した場合には、告発する必要があるものとする。

（3）事実を証する書面

- ア 平成19年5月29日の「保護業務に関する特異事案の速報書」の写し
 - イ 平成19年10月30日付け高知新聞等の記事の写し
 - ウ 平成20年10月30日作成の事故調査書の写し
 - エ 平成20年10月30日作成の損害賠償等認定調書の写し
 - オ 平成20年11月4日の審査結果表の写し
 - カ 平成20年11月7日付けの示談書の写し ほか
- なお、請求人が情報開示請求で入手した書面には、多くのマスキング（黒塗り）がされている。

3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年4月13日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

（1）請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年5月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、請求人は、陳述に先立つ同年4月28日に、高知県監査委員事務局に陳述書を持参していた。

（2）執行機関に対して、請求人の陳述日と同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から次の事項を監査対象とした。
 県は、高知地方検察庁（以下「高知地検」という。）に送致された警察官（以下「香南署員」という。）に対して、国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。）第1条第2項に規定する故意又は重大な過失には当たらないため求償権を行使しないと決定した。
 そのため、その決定が違法又は不当であるかどうかを監査対象とした。

なお、監査請求書を受け付けた平成21年4月13日の時点では、県は、香南署員に対して求償権を行使するかどうかの決定を保留していた。しかし、同年4月20日の審査会において、重大な過失には該当せず求償権は存在しないため、これ

を行使しないことを決定した。

3 監査対象機関

求償権の行使の可否を審査し、決定した審査会及び県警の損害賠償等に関する事務を所掌する高知県警察本部警務部監察課（以下「監察課」という。）を監査対象機関とした。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監察課の説明、事故調査書等によると、本件事案の概要は次のとおりである。

なお、被保護者は、意識不明のまま亡くなっており、家族も香南警察署（以下「香南署」という。）での制圧行為の現場に立ち会っていない。

（1）本件事案の概要

ア 平成19年5月29日午前5時ごろ、民家から「見知らぬ男がガラス戸を破って侵入し、意味不明のことを言っている。」との110番通報により警察官が出勤し、精神錯乱状態にあった男性を保護した。

被保護者は、右手首にけがをしていたため病院で治療させた上で、午前6時20分ごろ香南署に搬送した。

イ 被保護者を香南署の取調室で保護していたが、搬送後2時間余りは意味不明な言動を繰り返しながらも特に暴れるようなことはなかった。

午前8時35分ごろ、被保護者が突然、座り込んで床に頭を打ち付け、舌を歯でかみ切ろうとする自傷行為を始めた。そのため、監視中の警察官数名が被保護者の手足等を押さえ口にタオルをかませて舌をかめないように防止措置を講じた。

その後も被保護者が引き続き手足をばたつかせながら抵抗を続けたため、制圧行為及び防止行為を継続した。

ウ 約15分後、被保護者の顔色が青ざめ呼吸が弱くなってきたため救急隊を要請し、救急隊員の指示によりタオルを外し、意識不明のまま、病院に搬送された。

エ 被保護者は、窒息による低酸素性脳症により、意識を回復することなく242日の入院後、平成20年1月25日に死亡した。

（2）損害賠償等の経過

ア 県警は、所要の捜査、調査後、香南署員9名を平成19年10月29日付けで業務上過失致死傷罪（後に業務上過失致死罪に罪名変更。以下「過失致死罪」という。）で高知地検に送致した。

イ 同日付けで、香南署員に対し、警察法（昭和29年法律第162号）に定められた指揮監督作用に基づく監督上の措置として、懲戒処分ではない所属長訓戒等の処分を行った。

その後、高知地検は、平成20年12月25日付けで全員を不起訴処分とした。

ウ 平成20年11月4日の審査会で、県の損害賠償予定額を909万8,611円と決定した。この決定に基づいて同年11月7日付けで県は、被害者側と示談書を取り交わし、同年11月17日に被害者側ほかに損害賠償額を支払った。

なお、過失割合は、加害者側も被害者側も50パーセントである。

エ 平成21年4月20日の審査会において、今回の事案について、故意又は重大な過失には当たらず求償権は存しないと決定し、審査会会長から監察課長あてにその旨を通知した。

2 審査会の所掌事務及び事務処理

(1) 審査会の所掌事務

審査会（会長は総務部長）は、高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）により、県の損害賠償等に関する事項を、第三者的立場で統一かつ迅速に審査する全庁的な組織として設置されている。

その所掌事務は、次のとおりである。

ア 損害賠償の要否に関すること。

イ 損害賠償予定額に関すること。

ウ 求償権の存否に関すること。

エ 求償の額に関すること。

オ 前各号に掲げるもののほか損害賠償等に関し必要と認める事項

(2) 審査会の事務処理

審査会の事務は、損害賠償等に関する事務処理要綱（昭和45年2月28日44人第260号の2総務部長通知）により、要約すると次のとおりである。

ア 事故が発生すると、各部署に係る事故の損害賠償等に関する事務を所掌する課長等（以下「主務課長」という。）は、事故当事者である職員等に事故の報告をさせ、主務課長自ら調査して、事故調査書及び損害賠償等認定調書を作成し、職員等に対する求償権を行使すべきかどうかを調査しなければならない。

イ 主務課長は、職員等に対する損害賠償請求権又は求償権の行使を要すると認めるとき若しくはその認定が困難であると認めるときは、当該事故に係る損害賠償等認定調書、事故調査書その他参考資料を添

えて審査会の会務を処理する幹事に協議しなければならない。

ウ 統括課長（審査会の庶務を担当する行政管理課長）は、幹事会の終了後、審査会へ付議された事案の審査会での審査結果を、文書により主務課長に通知するものとする。

3 審査会の主張

審査会は、平成21年5月11日の陳述、同年5月19日の委員監査等において、本件監査請求に関して次のように説明している。

(1) 求償権について

ア 国賠法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定している。

そのため、公共団体が損害賠償を行った場合、公務員の故意又は重大な過失を要件として、その公務員に対して求償権を取得することになる。

イ 「改訂国家賠償訴訟の理論と実際」（三協法規出版、国賠訴訟実務研究会編）では、重過失について次のように解説している。

重過失とは、一般人に要求される注意義務を著しく欠くこととされており、失火の責任に関する法律（明治32年法律第40号。）ただし書に規定する重大なる過失については、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す。」とする判例（最高裁昭和32年7月9日、昭和27年（オ）第884号）があり、国賠法第1条第2項にいう重過失についてもこれと同様に解することができる。

ウ 請求人は、過失を認めている香南署員に求償権を發動し、損害を賠償させる必要があると述べているが、国賠法は重過失を要件としており、過失では求償権は生じない。

(2) 審査結果について

審査会は、本件事案について、主務課長の意見を適当と認め、また、故意又は重大な過失には当たらず、かつ、過失致死罪で送致された後、高知地検において不起訴処分とされたことから求償権がないとしている。

主務課長から提出された当該事故に係る損害賠償等認定調書、事故調査書等の要旨は、次のとおりである。

ア 警察官は、被保護者が意味不明の言葉を発する行為などから、自傷他害及び咬舌行為による自殺を予見し、身体を拘束してタオルを口腔内に挿入するなどしてこれを回避するという注意義務を負っていた。

イ この注意義務に必要な措置を執った結果、客観的に新たな異変が明らかに認識された場合には、初めて一般的な注意義務よりも高度な注意をもって被保護者の動静を監視することになる。

ウ その上で、その異変が生命などに危険を及ぼし得るものかどうかを判断し、必要に応じて回避する義務を負う。

一般的には、咬舌行為を制止するために口腔内にタオルを挿入したとしても鼻腔での呼吸が可能であると考えられる。

エ 本件の場合、数名の警察官の制止にもかかわらず抵抗を続け、タオルを再三にわたって吐き出し、舌の受傷によるよだれ混じりの血液がしたり落ちる緊迫した状況であった。

そのような状況で、被保護者の顔色が青ざめてきたことに気付き、要請した救急隊員の指示でタオルを外しており、少なくとも一般的な注意義務は果たしている。

このことから国賠法にいう重大な過失とまでは言えないことは明らかである。

4 監察課の主張

監察課は、平成21年5月11日の陳述、同年5月19日の委員監査等において、本件監査請求に関して次のように説明している。

(1) 重大な過失について

ア 本件事案については、そもそも故意は認められず、過失致死罪で送致したものである。

請求人も、過失をとらえて求償権を行使すべきと主張していると解される。

イ 求償権の行使の判断に当たっては、過失の程度がその判断要素となる。国賠法にいう重大な過失とは、一般人に要求される注意義務を著しく欠くこととされている。

ウ 重大な過失に関する判例は、最高裁判例（昭和32年7月9日。3-（1）のイと同判例）があり、法務省訟務局（現大臣官房）では、国賠法第1条第2項にいう重大な過失についても、これと同様に解されるとしている。

エ これを本件に当てはめると、緊迫した状況下において、被保護者の顔色が青ざめてきたことに気付い

て、要請した救急隊員の指示により制圧行為を中止しているのであり、少なくとも一般的な注意義務は果たしている。

このことから国賠法にいう重大な過失とまでは言えないことは明らかである。

オ したがって、本件は、求償権を行使すべき事案には当たらないと考えており、審査会においても同様の判断がなされている。

なお、国賠法がこのように求償権を制限するのは、軽過失でも求償し得るとしたのでは、公務員が萎縮し、職務の執行に当たって過度に慎重になって積極的な職務の遂行が望めなくなり、ひいては、行政の停滞をもたらすという政策的な配慮に基づくものと解されている。

(2) 精神的圧力行為について

ア 請求人は、自傷行為を始めさせるような不適切な精神的圧力行為があったものと考えたと主張している。

しかしながら、本件は、一般からの通報により警察官が出動し、精神錯乱状態にあった男性を保護したものである。香南署に搬送後2時間余りは、特に暴れるような状態はなく、突然床に頭を打ち付け、舌をかみ切ろうとする自傷行為を始めたことから、これを防止するため必要な措置を執ったものである。

イ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第1項では、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。」と規定されている。同項第1号には、「精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者」と規定されている。

本件は、同法に基づく適法な職務行為である。

通報により警察官が出動したときの被保護者の状態から、仮に被保護者をそのまま放置したとすれば、本人はもとより、第三者の生命、身体及び財産に危害を及ぼすおそれがあると判断したものである。

ウ 保護の必要性は十分認められるほか、香南署の取調室において、突然自傷行為に及び始めたことから、被保護者の口にタオルをかませるなどの、制圧

行為及び防止行為を執ったもので、その必要性は十分認められるものである。

(3) 保護の発生場所等について

請求人が保護業務に関する特異事案の速報書（以下「速報書」という。）の内容を見て、陳述書の中で述べているように、速報書の保護の発生場所が香南署となっていることなどに疑問を持っていることについて、監察課は、次のように説明している。

ア 本件事案は、警察官が現場に到着した際、被保護者が民家の屋根の上で意味不明の言動をしており、精神錯乱状態で、手首にも負傷していたこと等現場の状況を総合的に判断して、警職法第3条による保護を行ったもので、被疑者として逮捕した事案ではない。

イ 速報書は、保護業務に関して特異事案が発生した場合に警察署長から警察本部長あてに報告するものであり、今回の保護の過程で被保護者が意識不明になったことをとらえて特異事案として報告した書類である。

したがって、速報書での発生場所及び発生時間は、被保護者が自傷行為に及びこれを防止するために執った措置等が行われた場所等であり、被保護者を発見した場所等とは当然異なっている。

(4) 被保護者に対する注意義務

高知県警察保護取扱規程（昭和36年10月24日高知県警察本部訓令第8号）第11条では、「警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。」と規定されている。

そのため、監察課は、これまでの被保護者に関する教養（研修）について、次のように説明している。

精神錯乱者等の保護の在り方については、警察学校や警察署において教養を行っていた。しかし、平成20年11月4日の審査会議事録によれば、精神錯乱者の保護という形で今回のようなことを想定した教養は行っていなかった。

5 監査委員の判断

県は、国賠法第1条第2項に規定する故意又は重大な過失には当たらないとして、香南署員に対して求償権を行使しないと決定した。その決定が違法又は不当であるか否かについて判断する。

なお、故意については、請求人の監査請求書及び陳述においても争点となっていないため、判断しないものとする。

(1) 過失と求償権について

ア 過失について

一般的に過失とは、次のように解されている。

過失は、注意義務違反の程度によって、重大な過失（重過失）と重過失に至らない程度の過失（軽過失）とに区分される。

重過失は、注意義務違反の程度が著しい過失のことをいい、一般普通人ならば当然に気付くと思われる注意義務に違反して結果を発生させた場合をいう。

この場合の注意義務違反についての注意の程度は、加害者自身の注意能力ではなく、その者の従事する職業、経験、社会的地位、置かれた状況などに応じて通常要求されるものである。

イ 国賠法に基づく求償権について

国賠法第1条第2項では、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定されている。

また、重大な過失については、3-(1)のイのとおり最高裁の参考判例がある。

(2) 重大な過失か否かの判断

ア 求償権について

今回の事案は、1-(1)のとおり被保護者の自傷行為からその生命身体を守るため、口にタオルをかませて舌をかめないように防止措置を講じたものであり、その後、救急隊員の指示でタオルを外している。

この防止措置については、審査会及び監察課とも過失があったことを認め、損害賠償を行っている。

しかしながら、国賠法では、重過失が認められる場合に求償権が存するとしており、軽過失では求償権は存しないことから、過失の程度が問題となる。

イ 注意義務について

1-(1)のイ及びウのとおり被保護者に対する制圧行為を多数の香南署員が行っていたが、気道確保の重要性に気付いて一連の行為を止めようとした者はいなかった。

しかしながら、通常、警察官には、医師や救急隊員が有する程度の医学的知識までは求められていないため、気が付かなかったとしてもやむを得ないと考えられる。

さらに、精神錯乱者向けの具体的な教養を特に行っていなかったことを考慮すれば、警察官として職務上要求される注意義務を著しく欠いたとまでは言い難い。

以上のことから、この一連の行為に通常の警察官に職務上求められる注意義務を著しく欠いた、すなわち重大な過失があったとまでは認められず、求償権を行使しないとの審査会の決定は違法又は不当とは言えない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。